

佐波川タイムライン検討会 設置要綱

(名称)

第1条 本会は、「佐波川タイムライン検討会」(以下「検討会」という。)と称する。

(目的)

第2条 検討会は、台風等による風水害で起こり得る佐波川水系大規模氾濫時に備えて、佐波川タイムライン(防災行動計画)を検討することを目的とする。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次の各号の事項について所掌する。

- 1 検討会の参加機関を対象とした佐波川流域の国管理区域内における風水害等による大規模氾濫時に備えたタイムライン(防災行動計画)の検討。
- 2 その他必要な事項。

(組織構成)

第3条 検討会の組織構成は、以下のとおりとする。

- 1 検討会の組織は、別紙に掲げる構成機関とする。
- 2 検討会に、座長を置くものとする。
- 3 座長は、会務を総括し、検討会を代表する。

(検討会の招集等)

第4条 検討会は、座長の招集により開催する。

- 2 座長は、検討会の構成機関以外の機関等の出席を求めることができる。

(公開)

第5条 検討会は原則公開とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。

- 2 検討会における議事要旨は、検討会後、事務局が作成し、あらかじめ座長に確認の上、国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所のウェブサイト公開するものとする。

(事務局)

第6条 検討会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所に置く。

(雑則)

第7条 本要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、検討会で定める。

(附則)

この要綱は、平成31年 3月28日から施行する。

<別紙>

佐波川タイムライン検討会
構成機関

山口市
防府市
自衛隊
山口県防府警察署
山口県山口警察署
中国電力(株)
西日本電信電話(株)
山口合同ガス(株)
山口県LPガス協会
西日本旅客鉄道(株)
防長交通(株)
中国ジェイアールバス(株)
日本放送協会 山口放送局
山口放送(株)
テレビ山口(株)
山口朝日放送(株)
山口ケーブルビジョン(株)
(株)エフエム山口
(株)ぷらざFM
山口県
気象庁 下関地方气象台
国土交通省 中国地方整備局 山口河川国道事務所